生産性向上特別措置法

　生産性向上特別措置法が平成 30 年 6 月 6 日に施行されたことをご存知でしょうか？

　平成 32 年度（平成 33 年 3 月末）までの「生産性革命・集中投資期間」において、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資は、さまざまな支援を受けることができるようになりましたので、メリットや手続きなどをご紹介します。

■　具体的なメリットは

　市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資に関して、以下の支援が受けられます。

①　購入設備の固定資産税が 3 年間ゼロ～ 1/2 軽減

②　次の補助金にかかる申請時の加点や補助率 UP

・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

・戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）

・小規模事業者持続化補助金、

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業

③　信用保証（保証協会とは別枠での追加保証）

　なお、市区町村の認定前に取得した設備は支援の対象外ですので、事前に認定を受ける必要があります。

　生産性向上特別措置法における支援の実施は、各市区町村に判断が委ねられています。そのため、そもそも支援を行うかどうかや、支援の具体的な内容は、各市区町村で異なります。なかには、支援の対象となる設備の種類を限定する動きもあります。そのため、市区町村に確認・問い合わせを行うことが重要です。

■　市区町村に認定を受けるためには

　認定を受けるには次の 3 つの手続きが必要です。

①　先端設備等導入計画の策定

策定する計画の要件は、計画認定後3～5年間で、労働生産性を直近の事業年度末比で年平均 3 %以上向上させることです。労働生産性の算定にあたっては以下の公式で算出します。

$$\frac{\text{(営業利益＋人件費＋減価償却費)}}{\text{(労働者数×1人当たり年間就業時間)}}$$

計画の対象となる設備は「販売活動等の用に直接供される設備」です。具体的な種類は、機械装置・測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエアです。

②　事前確認書を入手

策定した計画を経営革新等支援機関に確認を受け、事前確認書を入手する必要があります。

③　市町村への申請

策定した計画および事前確認書をもって、市区町村に申請をします。

　計画認定後に各種支援を受けるにあたっては、この他に支援の内容に応じた資料の提出が必要になります。

■　対象の企業は

　計画の認定を受けられるのは中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項の定義に該当する企業です。

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（中小企業庁 : 概要資料より抜粋）

　計画認定後、市町村から固定資産税の軽減を受けられるのは、以下の企業です。

・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人

・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数 1,000 人以下の法人又は個人

　ただし、この要件に該当する場合でも、次のような大企業の子会社等は除かれます。

・同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は出資金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人）から 1/2 以上の出資を受けている法人

・ 2 以上の大規模法人から 2/3 以上の出資を受けている法人

■　東京総合経営のサービス

　各市区町村の支援内容などの調査・必要書類の確認、先端設備等導入計画の策定、認定後の固定資産税の軽減に関する申請や補助金申請などのサポートをしております。なお、税理士法人東京総合経営は、経営革新等支援機関に認定されておりますので、ワンストップでサービスの提供が可能です。設備投資を検討されていらっしゃいましたら、ぜひ一度ご相談ください。

執筆（文責）東京総合経営ソリューションズ
中小企業診断士：赤松　　優